



令和8年1月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

毎年恒例！令和7年の事件簿！

さて、今年もやってまいりました。

皆さん、紅白歌合戦と並んで期待しているであろう(笑)、令和7年の事件簿の発表です！

第5位 腫瘍マーカーが大幅に振り切れる事件！から、一年半経ちました。

一応3ヶ月に一度定期検査をしておりますが、いまだに明確な原因が不明かつ腫瘍マーカーは振り切れたまま。医師からサルコイドーシスという病気なのかも。という話にはなっておりませんが、特に何も症状なく、今の所元気に生活しております。

第4位 娘、受験へ！

子供が小学校6年生となり、なんと12月31日から1月2日も、いわゆる年末の風物詩「正月特訓」で朝から晩まで塾なのだと。奥様に「正月くらい休めば良いじゃん」と言ったらオコでしたし、娘も「やりたい！」とのことで、父の意見はスルー(笑)。私もそれなりに頑張っている方なんですが、負けている気がしています(笑)。



第3位 かすがいP A Y本格始動！

私が春日井市商店街連合会会長ということで、プレミアム商品券の実行委員長も務めております。従前から商連で企画していた「かすがいP A Yによるプレミアム商品券事業」が始まり、いよいよ本格的なスタートとなりました。今後更に拡大していく予定ですので乞うご期待ください！

第2位 自転車にはまる！

一昨年から少し始めた自転車！昨年に入ってからは、クロスバイクからロードバイクに乗り換えて、淡路島一周（アワイチ）、浜名湖一周（ハマイチ）など大変楽しい趣味が増えました。健康にも良いし。今年は、乗鞍岳登るとか、富士山登る（富士ヒル）とか目指して頑張ります！



第1位 平穏無事な一年！

最後に事務所経営についてですが、特に大きなトラブルや投資もなく、順調に成長できた一年だったなと思います。人件費の増加や物価高が本当に厳しいですが、新卒で入ってきた社員も徐々に戦力になり、事務所全体でのパワーを感じる一年となりました。



今年の干支は「丙午」（ひのえうま）。丙午は行動力や情熱を象徴し、活力ある一年になるそうです。弊社としても大きな計画が進行中ですので、また楽しみにしてください。それでは本年もどうぞよろしくお願ひ致します。

年末年始休業日のお知らせ

年末年始休業日：令和7年12月28日（日）～令和8年1月4日（日）

※ 2025年中の通常営業は12月27日（土）までとなります。

年始は1月5日（月）より通常営業致しますので、

何卒よろしくお願ひ申し上げます。



本店
便り

「下請法」が「取適法」に改正！ 手形での支払いや振込手数料の差し引きが禁止に！

文責：亀田

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ致します。

本年最初のトピックは「下請法」です。まさにこの令和 8 年 1 月 1 日から「下請法」は「中小受託取引適正化法」、通称「取適法」に名前が変わります。「下請」という言葉が上下関係をイメージさせるということで、「下請」という言葉を使わないようになりました。例えば「下請事業者」という言葉は「中小受託事業者」という言葉に置き換えられています。

もちろん法律の名前だけでなく、内容も変わり、受注者側をさらに保護するものとなっております。

まず適用される事業者が拡大されています。これまでの「下請法」でも取引内容や資本金の額によって適用の可否が分かれていましたが、「取適法」では新たに、資本金に関係なく従業員の数によって適用となるケースが出てきました。

また、発注者側の新たな禁止事項として、

- ・手形による支払
- ・価格協議に応じないこと
- ・振込手数料分を代金から差し引いて支払うこと(書面による合意があっても NG)

などが追加されています。

なお、「取適法」の適用範囲外の事業者が発注する場合でも、フリーランス（一人社長や従業員のいない個人事業主）に発注する場合は、令和 6 年 11 月に施行された「フリーランス・

事業者間 取引適正化等法」という法律が適用される可能性がありますのでご注意下さい。

この法律は、発注者が従業員のいる事業者であれば、資本金の額や個人・法人に関係なく適用され、取適法と同時に違反となる場合は「フリーランス・事業者間 取引適正化等法」の方が優先されます。

詳しくは参考の URL をご参照下さい。

【参考】・公正取引委員会「取適法特設ページ」

https://www.jftc.go.jp/toriteki_2025/

・政府広報オンライン

「フリーランスが安心して働ける環境づくりのための法律、2024 年 11 月からスタート！」

<https://www.gov-online.go.jp/article/202408/entry-6301.html>

取適法の適用基準(赤字・下線部:法改正で追加)

取引の内容	○ 物品の製造委託・修理委託・ <u>特定運送委託</u>	
	○ 情成果物作成委託・役務提供委託 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る)	
資本金基準 又は 従業員基準	委託事業者 資本金3億円超 資本金1千万円超 3億円以下 <u>常時使用する従業員300人超</u>	中小受託事業者 資本金3億円以下 (個人を含む) 資本金1千万円以下 (個人を含む) <u>常時使用する従業員300人以下(個人を含む)</u>
	以上の資本金基準又は従業員基準のいずれかに該当する事業者	
取引の内容	○ 情成果物作成委託・役務提供委託 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く)	
資本金基準 又は 従業員基準	委託事業者 資本金5千万円超 資本金1千万円超 5千万円以下 <u>常時使用する従業員100人超</u>	中小受託事業者 資本金5千万円以下 (個人を含む) 資本金1千万円以下 (個人を含む) <u>常時使用する従業員100人以下(個人を含む)</u>
	以上の資本金基準又は従業員基準のいずれかに該当する事業者	

【出典】政府広報オンライン「2026 年 1 月から下請法が「取適法」に！ 委託取引のルールが大きく変わります」

<https://www.gov-online.go.jp/article/202511/entry-9983.html>

1 月の税務

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 4 期分) 納付期限…1 月中において各自治体の条例で定める日
- ・源泉所得税（7 月～12 月分）納期限の特例を受けている者の納付 紳付期限…1 月 20 日(火)
- ・固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限…2 月 2 日(月)
- ・源泉徴収票の交付、支払調書・給与支払報告書の提出 期限…2 月 2 日(月)
- ・11 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、5 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分) 申告期限…2 月 2 日(月)



今年も馬(ま)つぐらに駆け抜けていきます！

文責：大脇

こんにちは。本年もよろしくお願いします。

さて 2026 年は「午年」。午は、昔から躍動・成功・勝負運を象徴する干支とされており、まっすぐ前へ進む力強さから、事業が発展する年、努力が結ぶ年ともいわれています。また、馬は人の暮らしを支えてきた大切な存在で、家族を守り、幸せを運ぶ縁起の良い動物として親しまれています。2026 年は、十干の「丙」と十二支の「午」が組み合わさった 60 年に一度巡ってくる「丙午（ひのえうま）」。小ネタでいくと、前回の「丙午」は昭和 41 年…現在でも続いている長者番組の笑点が 5 月 15 日に放送開始し、6 月 29 日にはザ・ビートルズが来日し日本武道館で公演した年だそうです。「丙午」は午年の中でも活気のあるものとされています。本年も皆様にとってよい年になりますように 😊

さて、昨年 11 月下旬になりますが、わがインター店にて「丙午」に負けないエネルギッシュなメンバーを新たに迎えました ✨では、新メンバーからご挨拶を。

初めまして。三浦良子と申します。

趣味は、読書と映画鑑賞ですが、最近はそれより、家族に迎えたばかりの猫に夢中です。つい構いすぎて、少し距離を置かれ気味ですが、毎日癒されています。

仕事では、5 年ぶりに税務の仕事に携わり、知識不足や作業の遅さを痛感しています。

1 つずつできることを増やしながら、少しでも早く皆様のお役にたてるようがんばります！！



e-iDeCo について

文責：山上

以前 DR.tax(令和 7 年 2 月号)で、税制改正大綱にて iDeCo の掛け金上限の引き上げが盛り込まれていたことをご紹介いたしました。今回は iDeCo の新サービスである e-iDeCo についてご紹介をさせていただきます。令和 7 年 10 月以降各金融機関で国民年金基金連合会からの指定を受けて、順次提供が開始されています。

e-iDeCo とは…マイナンバーカードを利用した iDeCo の契約者サービスです。(マイナポータルと紐づけての利用)

電子交付	iDeCo が発行する控除証明書電子ファイルを受領し、年末調整・確定申告を電子的にお手続きいただけます。
諸手続き	次のお手続きをネットにてご利用いただけます。 住所・氏名変更、掛金額変更、被保険者種別変更、掛金引落機関変更、 資格喪失届

今まで、紙媒体で手続きを行う必要がありました。以上のお手続きに関してはネットで手続きを行うことができるようになりました。ただし、依然として書面でしか対応していない手続きもありますのでご注意ください。

iDeCo は掛け金支払い時は所得控除になり、受領する際も税制優遇が大きいものとなっています。始める際はネットまたは紙にて申請をしてから 1~2 ヶ月後に ID・パスワードが届き運用開始となります。

より便利になった iDeCo 是非始めてみませんか？

ただし、掛けたお金は原則 60 歳まで引き出すことができませんので、余剰資金での運用をご検討ください。ご不明点等ございましたら、お気軽に担当者までお声がけください。

【参考】・iDeCo e-iDeCo サービスマニュアル

<https://smart.e-shishobako.ne.jp/dac-uw/assets/demo/loginTop.html>

寒い季節におすすめの作陶体験

文責：庄司

愛知県立大学のほど近く、長久手市との境目の山あいに佇む「愛知県陶磁美術館」へ行ってきました。四方を山に囲まれた静かな環境で、ちょうど紅葉が見頃でした。

愛知県陶磁美術館は、陶磁文化の普及と向上を目的とした施設だそうです。敷地内には2つの展示館に加え、初心者でも気軽にやきものづくりができる陶芸館があり、“見て・つくって・一日楽しめる”のが魅力です。今回は2度目の来訪。前回同様、作陶体験を目当てに訪れました。当日は家族連れを中心に大変賑わっていました。



作陶体験は、はじめに陶芸指導員の方が作り方を丁寧に説明してくださります。作業中も「こんな形にしたい」と伝えると具体的なアドバイスがもらえます。使用する道具や材料は準備されており、手ぶらで参加することができます。粘土を購入し、手回しロクロで自由に成形しました。所要時間は約2時間、集中しているとあっという間でした。

ちなみに瀬戸の土は焼成すると15~20%ほど縮むそうで、完成サイズを想像しながら作るのも面白かったです。

土は赤土と白土の2種類から選べ、釉薬は9種類から選択可能。同じ釉薬でも土の色によって発色が変わるもの。表面に模様をつけたり名前を刻んだりすると、溝に釉薬が溜まって濃淡が生まれるなど、焼き上がったときに自然と現れる違いもまた、作陶ならではの楽しみだと教えていただきました。

作った作品は、その後、指導員の方が「素焼き→釉がけ→本焼成」まで仕上げてくださり、作陶日から約1か月後に完成。県の施設ということで、体験料金が相場より良心的なのも嬉しい点です。



今の時代、器は安価にいくらでも手に入ります。それでも、自分の手で土を触り、形を整え、完成を待つ時間まで含めて「自分の器」になる、この温かさは既製品ではなかなか味わえないものだと感じました。

愛知県の窯業といえば瀬戸市が有名ですが、他にも常滑焼や三州瓦など、やきものの文化が根づく土地もあります。身近な地域の歴史や文化を知ることは、あらためて大切なと感じました。

外で過ごすには寒さが身に堪える季節ですが、室内で楽しめる“世界でたった一つの陶器づくり”は、これからの時期におすすめです。愛知の魅力を再発見できる、充実した1日となりました。

無料経営相談につきまして

代表税理士・三上の無料経営相談を隨時実施いたしております。

日程を調整いたしますので、ご希望のかたはお気軽に担当者までご連絡ください！

三上税理士法人

〒486-0914 愛知県春日井市若草通4-92

TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

〒487-0023 愛知県春日井市不二ガ丘1-38-2

TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info